

平成18年7月11日

国土交通大臣
北 側 一 雄 殿

社団法人 日本建築士会連合会
会 長 宮 本 忠 長

「建築士制度の見直しの方向性について（素案）」に対する要望

このたび、社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会に提出されました「建築士制度の見直しの方向性について（素案）」に関し、当連合会の理事会・建築士会長合同会議における協議の結果、下記に掲げる4項目を要望として取りまとめました。

つきましては、建築士制度の見直しに当たりまして、特段のご配慮を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 現行建築士法の一級建築士、二級建築士、木造建築士の資格を尊重する。
2. 建築士の一元管理を実現するために、建築士法による資格者に関わる講習並びに資格者の登録及び登録簿閲覧業務は、立法時より建築士法で法定されている建築士会、建築士会連合会（二級建築士、木造建築士は都道府県の建築士会）が実施する。
3. 工事監理業務の内容を、法的に明確にする。その際、法的業務の範囲は、安全に係る基本的な業務に限定し、その他の業務については依頼主との業務契約で明示する。
4. 建築士会への強制加入は、今後の課題として検討して頂きたい。